

資源循環を取り巻く動向

1) 国際的な動向

循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けて

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

2) 国の動向

①「第五次循環型社会※¹形成推進基本計画」の策定

国は令和6（2024）年8月2日に、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

この計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、下記の5つの柱を掲げています。5つの柱の実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030（令和12）年度を目標年次として数値目標を設定しています。

〈5つの柱（重点分野）〉

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

②「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

令和3（2021）年6月に成立。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んでいます。

事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」等に取り組むことが求められます。プラスチック製廃棄物の分別収集と再商品化が自治体の努力義務とされました。



豊島区においても令和5年度よりプラスチックの資源回収を開始しました



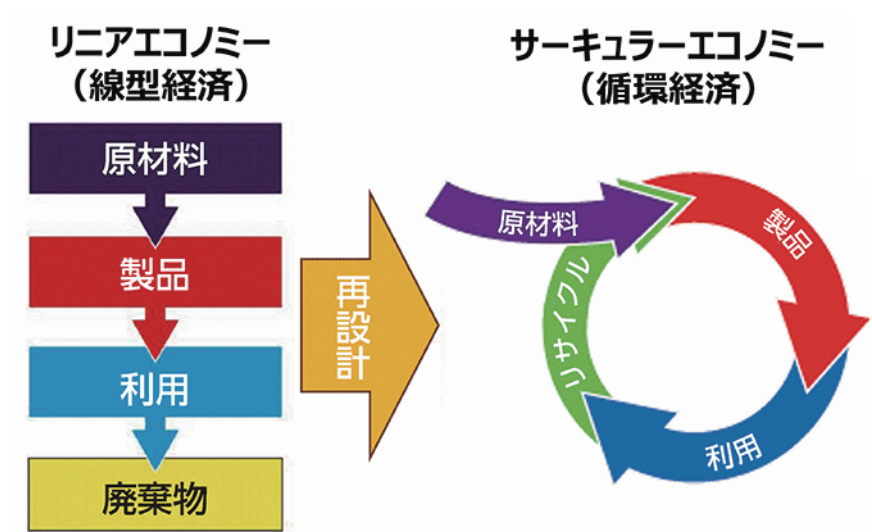
③ サーキュラーエコノミーに関する動き

- ペットボトルの水平リサイクル（ボトルtoボトル）、紙おむつリサイクルなど、高度な技術や事業形態が求められるリサイクル事業を一層進めるため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が国会で成立（令和6（2024）年5月29日公布）。
- 令和6（2024）年6月27日に開催された産業構造審議会資源循環経済小委員会（国の諮問機関）にて、経済産業省より、大量のプラスチックを使用する製造業（自動車や容器メーカーなど）に対し、プラスチック再生材の一定量の使用を義務づける法改正（「資源有効利用促進法」の改正）の方針が示され、了承されました。

コラム

サーキュラーエコノミー

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。また、サーキュラーエコノミーへの移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

3) 東京都の動向

①「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の改定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく法定計画であり、「『未来の東京』戦略」（令和3（2021）年3月策定）及び「東京都環境基本計画」（平成28（2016）年3月策定）に基づく個別分野の計画であり、2021年度から2025年度までの5年間（2050年を見据えた2030年のビジョンを提示）を期間としています。

〈主な施策〉

1. 資源ロスの更なる削減
2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
3. 廃棄物処理システムの強化
4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
5. 社会的な課題への的確な対応

②「東京都災害廃棄物処理計画」の改定

平成29（2017）年6月に策定して以来、大型台風による被害が発生していることや、令和4（2022）年5月に、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、令和5（2023）年9月14日に東京都廃棄物審議会より「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」の答申を受け、改定が行われました。被害想定の見直しに伴い、災害廃棄物の排出量の推計値が減少しました。



現状と課題

モノの資源採掘から始まる生産、販売、消費、廃棄まで多くの資源・エネルギーが使われており、限りある資源を有効に活用することがエネルギー消費を減らし、資源の節約に繋がります。区内のごみ排出量はここ3年間減少傾向にありますが、排出されるごみの中には再利用可能な資源や食品ロスとなる生ごみが相当程度含まれており、ごみの埋め立て処分場を長く使用するためにも、令和5年度に区内全域で開始したプラスチック資源回収を含め3Rを進めていく必要があります。

リチウムイオン電池や資源の可燃ごみへの混入、粗大ごみ不法投棄、事業系ごみの不適正排出など、ルールが守られないごみ処理が年間約4万件となっています。また、異物混入による清掃工場や清掃車、処分場での火災等の事故が増えています。資源循環を進め安定的な廃棄物処理を行い、まちをきれいにするためにも、区民・事業者がルールを順守するための取組が不可欠です。

目指す姿

基本目標Ⅲ 資源循環

- ◆ 持続可能な循環型社会を実現するために、区民・事業者が生産・消費・廃棄において、リデュース・リユースの優先的実践と質の高いリサイクルを推進している。
- ◆ 区民一人ひとりが責任をもって行動し、ごみを適正に分別し排出している。

目標達成に向けた施策

施策の方向

施策

Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する

- Ⅲ-1 ★①リデュース・リユースによるごみの排出削減
★②区民・事業者への啓発・情報発信
③食品ロス削減

Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する

- Ⅲ-2 ★①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進 
②事業系ごみのリサイクル促進
③区民・民間事業者との連携・協働

Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する

- Ⅲ-3 ①適正分別・適正排出の徹底
②処理困難物等の適正排出
③災害廃棄物対策

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
ごみ減量に関する出前講座の実施回数 (回/年)	11	14
リユース食器を使用するイベント回数 (回/年)	8	20
★ 3Rに関して発信した件数 (回/年)	107	66
ごみ分別アプリの登録者数 (累計)	4,103	10,000
食品ロス削減推進に関する情報発信回数 (回/年)	36	30
区民一人1日あたりのプラスチック回収量 (g/人日)	18.33 (注)	24.1
★ 町会・清掃担当者との意見交換会、 リサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数 (回/年)	2	2
連携して活動した民間団体等の数	171	185
適正分別・適正排出に関して発信した件数 (回/年)	100	52
不法投棄回収件数 (件)	3,711	3,550

(注) 2023年10月より本格実施のため参考値

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
★ 一人一日あたり区収集ごみ量 (g/人日)	472	463
マイボトル用給水機 (公共施設設置分) 利用による ペットボトル削減量 (本/500ml) (累計)	50,550	900,000
★ 資源化率 ^{※1} (%)	23.6	24.1
事業系ごみ (持込ごみ) の排出量 (t)	34,797	28,384
可燃ごみの分別率 (%)	77.4	79.5
食品ロスの削減に取り組む区民の割合 (%)	44.9	80.0
「ごみの収集が円滑に行われており街が きれいに保たれている」と思う区民の割合 (%)	61.5	68.5

※1 資源化率：廃棄物 (区収集ごみ量と資源回収量の合計) に対する資源回収量の割合のこと。資源化率 = 資源回収量 / (区収集ごみ量 + 資源回収量)



施策の方向

Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する

資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ2R（リデュース・リユース）の取組を強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要となります。

そのため、ごみの減量に関する周知・啓発、再使用の取組を広げるための各種仕組みづくりや支援により、区民や事業者の日常生活や事業活動におけるごみの減量を促進します。

施策

★①リデュース・リユースによるごみの排出削減

家庭用生ごみ処理機導入への助成、区のイベント等におけるリユース食器の利用、フリーマーケット実施団体への支援など、区民等による様々な取組を支援します。また、修理・清掃した粗大ごみのあっせんや、家庭から出された廃食用油を使ったせっけんづくりなどのごみ減量の取組を実施します。

区民に向けてはエコバッグの推進、レジ袋や過剰包装の削減を引き続き呼びかけていきます。

さらに、わかりやすい資源循環のあり方として、資源のトレーサビリティについて、民間事業者と連携し、廃食油の回収を多面的に実施、新たな回収スポットや石鹸以外の再利用先について、データ等を活用し区民に可視化することで行動変容を促進させていきます。

なお、プラスチックごみ削減の取組として、区役所本庁舎・区民ひろば・図書館などの区有施設にマイボトル用給水機を設置しています。マイボトルの推進によりCO₂の削減も目指します。給水機付近には施設ごとのペットボトル削減効果を掲示し、効果を見える化することにより、利用者の地球環境への貢献を後押ししています。

また、拡大生産者責任に基づく資源循環制度の拡充について、国に働きかけていきます。



マイボトル用給水機

施策

★②区民・事業者への啓発・情報発信

ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みを地域社会の中に確立し定着させるために、講座・見学会、などを通して、リサイクル・ごみの減量・再生品の利用拡大に関する学習機会や情報を提供します。また、再資源化した物品を区民ひろば等で展示することにより、資源の再資源化の工程を視覚的に周知してきました。今後も継続して情報提供の場として活用していきます。

また、幅広いバックグラウンドを持つ区民へ配慮し、外国語版のごみ分別パンフレット作成、転入者への窓口での配付などの対応を進めるとともに、導入したごみ分別アプリ、SNS、区のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、ごみ減量や分別などの情報を提供し、効果的な周知を図っていきます。

さらに、町会・清掃担当者の意見交換会や、リサイクル清掃関係施設見学会等の開催により、区民・事業者・団体等、様々な主体が、ごみの減量に向けた取組状況や課題を共有し、協力して活動していくための場を提供します。また、今後の清掃・リサイクル事業における課題などについて、リサイクル・清掃審議会等にて意見交換の場を設け、連携を深めていきます。

施策

③食品ロス削減

フードドライブ^{※1}の常設窓口を区内4か所に設置するとともに、事業者や大学と連携してイベント等でも実施しています。これにより、食品の廃棄を減らすとともに、社会福祉協議会と連携して区内の必要とする方々へ提供しています。また、小盛りメニューを導入するなど、食べ残しを減らす取組を実践している区内の飲食店を、「豊島区食べきり協力店^{※2}」として登録しています。さらに、民間事業者と協定を締結し、フードシェアリング^{※3}サービスの利用について呼びかけています。加えて、外食時における「3010運動^{※4}」など、食品ロス削減に向けて取組を発信していきます。

これらの取組に加えて、区民向けの講座の開催や食品ロス削減に関するレシピを区内大学と協働で作成してきました。

今後も、区民、事業者、大学など様々な主体と共に食品ロス削減に関する取組を推進していきます。



食品ロス削減講座



フードドライブで集まった食品の一部

※1 フードドライブ：家庭で食べ切れず余っている食品を持ち寄り、食品の提供を必要とする方々に渡す取組。

※2 食べきり協力店：「小盛りメニューの導入」「食べ残しを減らすための呼びかけ」「ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた周知活動の実施」「食品廃棄物のリサイクル」等により食品ロス削減に取り組み、豊島区食べきり協力店制度に登録された飲食店。

※3 フードシェアリング：飲食店や生産者、小売店から出る売れ残りになりそうな食品と消費者をスマートフォンのアプリなどのプラットフォームを通じてマッチングさせる仕組み。

※4 3010運動：3010運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後30分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き10分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。



施策の方向

Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する

循環型社会の構築においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取り組み、資源を無駄なく有効に利用していく必要があります。

そのため、分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進、事業系廃棄物の分別の促進により、再資源化の仕組みを強化します。また、小型家電等の価値の高い資源の回収を進め、質の高いリサイクルを推進します。

施策

★①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進 🌱

令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、本区は、令和5(2023)年10月からプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収を区内全域で開始しました。今後は、資源回収量の増加に向けて継続して周知していきます。

また、社会経済等の動向を踏まえ、新たなリサイクル品目の検討や、繊維の資源循環や水平リサイクル(ペットボトルからペットボトルへ)など、リサイクル手法についても検討していきます。



区民ひろばでの資源(プラスチック)
リサイクル展示会

施策

②事業系ごみのリサイクル促進

「廃棄物管理責任者講習会」を開催し、事業者への啓発を行うとともに、事務所などから排出されるごみの適正処理を徹底するため、事業系ごみの排出実態把握の調査を行い、減量や資源化の方策を検討します。また、区有施設におけるごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルを推進していきます。

施策

③区民・民間事業者との連携・協働

町会や自治会、マンション管理組合等へ、集団回収への参加を呼びかけます。また、集団回収を実践している団体に対する報奨金の支給などの支援を行います。

また、スーパーマーケットをはじめとした小売店における食品トレーや牛乳パック等の店頭回収、家電量販店における小型電子機器等の店頭回収、インクカートリッジの区内公共施設などでの回収など、事業者による自主的な資源の回収の取組を促し、事業者と連携しながら、区民によるこれらの店頭回収の利用を促進していきます。

ごみ処理を効率的に行うためには、適正に分別し排出することが不可欠であり、ごみの適正処理は、衛生面での環境悪化や有害物質による汚染を防止するうえでも重要な側面です。そのため、排出ルールを守った適正な排出の促進と、事業者による排出者処理責任の徹底に取り組みます。

また、今後起こり得る災害等に備えて「災害廃棄物処理基本計画」について検討を行い、必要があると認める場合は修正が必要です。新たな災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理体制の具体的な行動手順の検討に取り組みます。

施策

①適正分別・適正排出の徹底

区民に対して適正な分別と排出マナーの向上のため、冊子や広報、ごみ分別アプリ、SNS、ホームページや集積所看板など、様々な媒体で周知するとともに、巡回パトロール等の継続的な排出指導を行い、不法投棄防止に努めます。

事業者に対しては、適正な処理を促進するための助言を行うとともに、事業用中小規模建築物の所有者への廃棄物管理に関する指導を行い、事業系ごみの減量、資源化、適正処理を推進します。また、事業活動に伴って排出される事業系ごみの排出・処理状況や法令・条例に関する情報提供を行うとともに、例外的に有料で一部行政収集を行っている事業者については、民間収集への移行についての情報提供を行うとともに有料ごみ処理券の適正貼付指導を継続します。



資源・ごみ分別アプリ
「さんあ〜る」

施策

②処理困難物等の適正排出

そのままでは埋立処分することができない製品の情報や正しい分別方法などを周知します。特に、リチウムイオン電池等の二次電池がごみとして排出されることにより、清掃車、処分場での火災等の事故が増加している等の背景を踏まえて、適正処理が必要な製品について引き続き検討を進めます。

施策

③災害廃棄物対策

災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、東京都や近隣自治体、事業者等と協定の締結などにより連携を図りながら、区の「災害廃棄物処理基本計画」に基づき、具体的な処理体制及び災害発生時の職員の効率的な行動手順についても整理していきます。

なお、「豊島区地域防災計画」が令和6（2024）年9月に改定されました。今後、地域防災計画の改定内容との整合性を図るとともに、被害想定の見直しを災害廃棄物発生量推計に反映するなど、「災害廃棄物処理基本計画」の一部を見直していきます。



区民ができること

● 日々の生活において

- ・ ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める
- ・ 食品ロス削減に関する理解を深める
- ・ 家にある食材を優先的に使うことを考えて献立を考える
- ・ 家電・家具等は修理するなどし、できるだけ長く使う
- ・ 排出ルールに従ってごみと資源の分別を行い、資源リサイクルに取り組む
- ・ 発火の可能性があるものなど、危険なものは捨てる際に特に注意する



● 買い物・外食のときなど

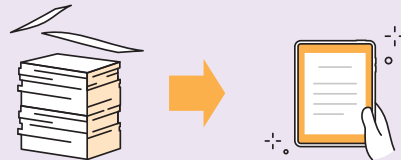
- ・ 買い物の際はマイバッグを持参し、過剰な包装を断る
- ・ 買いものに行く前には家にある食材をチェックする
- ・ 買ってすぐに食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ
- ・ マイボトルやマイ箸を利用する
- ・ 食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用する
- ・ フードシェアリングを活用する
- ・ 食べきれぬ分だけ注文する
- ・ 3010運動に取り組んで宴会時の食べ残しを減らす
- ・ フリーマーケットやリユース・リサイクル店等を活用する
- ・ 災害に備えた食品の備蓄は、ふだん食べているものを消費しながらストックする「ローリングストック法」で食品ロスを出不さないようにする



事業者がでること

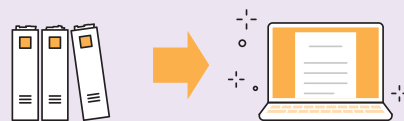
● 日々の事業活動において

- ・ ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える
- ・ ごみと資源の分別を徹底する
- ・ 排出者処理責任を遂行する
- ・ 災害廃棄物処理についての協力を検討する
- ・ 生産者の責任として製品の自主回収を推進する



● 食品の販売、食事の提供において

- ・ 食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
- ・ まだ食べられる廃棄食品の削減に取り組む
- ・ 必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める



● 商品・サービスの販売、提供において

- ・ 買い物客のマイバッグ持参を支援する
- ・ 流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
- ・ 販売した製品の店頭回収を行う
- ・ 建設工事における廃棄物の発生を抑制する
- ・ プラスチックの使用を控える